

療養解除届（インフルエンザ）

インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登園することはできません。

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで。

- ・ 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入していただく必要はありません。
- ・ ただし、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

インフルエンザ 出席停止⇒× 登園可能⇒○

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
発熱	解熱	×	×	×	×	○			
発熱	発熱	解熱	×	×	×	○			
発熱	発熱	発熱	解熱	×	×	×	○		
発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	×	×	×	○	
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	×	×	×	○

保護者記入欄

インフルエンザにより療養をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日経過いたしましたので

月 日より登園いたします。

発 症 日 ： 月 日

解熱した日： 月 日

診断を受けた医療機関

記入日 年 月 日

クラス 園児氏名

保護者氏名

